

現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する業務委託・修繕・工事（以下「委託等」という。）において、公社業務委託契約約款第9条第2項、公社修繕・工事請負契約約款第9条第2項に規定する「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 委託等完了（完成）後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 委託等の全部の施工を一時中止している期間
- (4) ゲート、ポンプ等の工場整備・製作を含む修繕・工事であって、工場整備・製作のみが行われている期間

(兼務を認める対象委託等)

第3条 次の各号に掲げる条件を満たす2つの委託等については、1人の者が双方の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) 次のいずれかの条件を満たす2つの委託等
 - ア 公社が発注した当初請負契約額3,500万円未満の修繕・工事
 - イ 公社が発注した業務委託で発注者が常駐規定を緩和しても良いと判断したもの
- (2) 一以外の場合でも、以下の条件を満たす2つの修繕・工事
 - ア 公社が発注した修繕・工事
 - イ 「公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者の専任に係る取扱い要領」により、主任技術者の兼務が認められた修繕・工事

(兼務を認める条件)

第4条 前条に定める委託等において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること

(2) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと

(兼務を認める対象委託等の明示)

第5条 第3条の兼務を認める対象委託等を適用する場合には、入札公告又は指名通知書に関する注意事項（以下、「入札公告等」という。）に記載し明示することを原則とする。

また、第3条の条件を満たしている委託等で、入札公告等に記載していない場合には、「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（様式1号）」による受注者からの照会により、適用の有無を回答することとする。

(兼務の手続き)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、もう一方の委託等が兼務可能であるものであることを確認できる書類（入札公告等又は現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書）を添付して、各委託等の発注者に「現場代理人の兼務届（様式2号）」を提出することとする。

附 則（平成26年5月21日）

この要領は、平成26年6月1日から適用する。

附 則（平成28年5月20日）

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日）

この要領は、平成28年6月1日から施行する。